

## 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「個人に関する情報」を「生存する個人に関する情報」に改め、同号ただし書を削り、同条第3号中「、実施機関の職員」を「、当該実施機関の職員」に改め、同条中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。

第4条中「個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第4号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第4条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第4条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第4条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第9条第1項中「個人情報取扱事務（前条第3項に規定する事務を除く。）に係る自己の個人情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条第2項中「（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（以下「法定代理人」という。）」を「の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。）」に改める。

第10条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。）」に改める。

第11条各号列記以外の部分及び第1号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「法人等に関して記録された」を「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれている当該法人等の役員に関する」に改め、同条第3号から第6号までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 第9条第2項の規定により本人に代わって未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人による開示の請求がなされた場合であつて、開示請求の対象となった保有個人情

報の開示をすることが、当該本人の利益に反すると認められるもの  
第12条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「公文書」を「保有個人情報」に改める。

第14条から第19条までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」  
に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（保有個人情報の提供先への通知）

第19条の2 実施機関は、訂正決定等に基づき保有個人情報の訂正の  
実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人  
情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19  
条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報  
提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限  
る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第20条中「個人情報が適法に取り扱われていない」を「保有個人情  
報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当する」に、「そ  
の」を「当該各号に定める保有個人情報の」に改め、同条第1項に次の  
2号を加える。

(1) 第3条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたもの  
であるとき、第4条若しくは第4条の2第1項及び第2項の規定に  
違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収  
集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に  
違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規  
定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該  
保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第4条及び第4条の2又は第4条の3の規定に違反して提供さ  
れているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第21条、第22条（見出しを含む。）及び第23条中「個人情報」を  
「保有個人情報」に改める。

第24条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理

由があると認めるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要する費用を免除することができる。

第26条第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べることができる。

第26条の次に次の1条を加える。

（部会）

第26条の2 審査会に、前条第3項に規定する事務を処理するための特定個人情報保護評価専門部会その他の規則で定める部会を置くことができる。

2 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、広域連合長が委嘱し、その任期は、広域連合長がその都度定めるものとする。

第31条中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条及び第26条の2の規定 公布の日

(2) 特定個人情報の提供の制限に関する規定 番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日

(3) 情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「個人情報保護審査会委員」の次に「及び個人情報保護審査会専門委員」を加える。